

令和3年5月27日策定
令和3年8月18日改定

令和3年度 府中市新型コロナウイルス感染症対応方針

新型コロナウイルス感染症の拡大による重大な影響が続く中、本市では、市民や事業者にもっとも近い基礎自治体として、令和2年度において、府中市新型コロナウイルス感染症緊急対応方針に基づき、市民生活や小規模事業者等の事業継続のための支援などを柱とした緊急対応を実施してきたほか、令和3年度当初においても必要な取組を進めていくための予算措置を講じてきました。

しかしながら、状況の変化に応じ、既存の取組に加えた的確な対応を講じていく必要があることから、次のとおり方針を取りまとめ、国や東京都の交付金のほか新型コロナウイルス感染症対策応援寄附金等の活用も含めた必要な予算措置を講じた上で、多様な施策を展開していきます。

1 生活支援対策

- (1) 国が主導する給付金の支給について迅速な対応を行います。
 - ア 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活支援を行う観点から、対象児童1人につき一律5万円を支給する、子育て世帯生活支援特別給付金の支給について、迅速な対応を行います。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の拡大などに伴う、家庭における負担の増加を踏まえ、子育て世帯への支援を拡充します。
 - ア 新型コロナウイルス感染症の影響により、認可保育所や学童クラブ等を休園する場合や、市が登園自粛を要請する場合には、保育料を減額するなど、利用者負担の軽減を図ります。また、認証保育所等についても、認可保育所等と同様の利用者負担の軽減が図られるように、運営事業者に対する支援を行います。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少などにより、就学が困難となった者等に対する支援を行います。
 - ア 家計が急変し、経済的に困窮している世帯等に対して、基準を緩和することで、給食費や学用品費等の負担への支援を行います。また、奨学金の償還猶予を行います。
- (4) 生活に困窮する者等に対するセーフティネットの強化を図ります。
 - ア 社会福祉協議会において、休業や失業により生活が困窮する世帯に対して、引き続き、生活資金の貸付けを行います。また、この再貸付けが終了した世帯等のうち要件を満たすものに対し、自立支援金を支給します。

- イ 国が住居確保給付金の対象と求職要件を緩和したことを受け、就労能力や就労意欲のある者が、休業等に伴う収入減少で離職や廃業と同程度の状況にあり、住居を失うおそれが生じている場合に、当該給付金を支給するとともに、住居及び就労機会の確保に向けた支援を行います。
- ウ 国民健康保険の加入者で、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対して、傷病手当金を支給します。
- (5) 市民生活のあらゆる面における影響を勘案し、市税等の支払期間を猶予するなど、税制面等からの支援を行います。
 - ア 市税や介護保険料、国民健康保険等について、減免や支払猶予等を行います。
 - イ 市営住宅家賃や下水道料金について、支払猶予を行います。
 - ウ 介護保険サービスの利用に係る自己負担分について減免を行います。
- (6) 感染拡大により生じた地域課題の解決に向けた協働の取組を進めます。
 - ア ソーシャルビジネス事業者が本市において地域課題の解決に資する事業を市と協働で実施しようとする場合に、必要となる費用を上限200万円まで助成します。
- (7) 外出自粛の長期化等の影響を踏まえ、児童等に対する支援を着実に行き届かせるための取組を行います。
 - ア 支援が必要な児童等に対する見守りの機会が減少している状況を踏まえ、その居宅を訪問し、状況把握を行い必要な支援につなげる取組を実施します。

2 経済支援対策

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい状況にある小規模事業者等の事業活動の継続に向けた支援を行います。
 - ア 日本政策金融公庫が実施する経営改善資金融資（マル経）の利子分について補助を行い、実質無利子化を図ります。
 - イ 新型コロナウイルス感染症の影響により売上げが減少した小規模事業者の販路開拓等に係る費用の一部を補助します。
 - ウ 緊急事態宣言の再発出に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛による影響を受け、売上が減少した事業者に対する国の一時金の支給対象者を対象に、市独自の支援金の支給を行います。
 - エ 市内の飲食店が、商品の値下げやサービス品の提供など、テイクアウトやデリバリーの利用を促進するための消費者還元策を実施する場合に、1店舗当たり上限10万円を補助します。
- (2) 新型コロナウイルス感染症拡大により影響を受けた市内経済の回復と市民への経済支援を目的とした地域振興施策を展開します。
 - ア 市内の消費を喚起するとともに、地域経済の活性化を図るため、40パーセントのプレミアム付きデジタル商品券を発行します。

3 新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策

- (1) 新型コロナウイルスワクチンについて、国の要請を踏まえ、希望する高齢者に対する接種に引き続き、12歳から64歳までの市民に対し、着実に接種が行えるよう、計画的に取組を進めます。
- (2) 国や東京都が示す基準を参考にしながら、施設の運営やイベントの開催について、感染拡大防止に十分に配慮した適切な対応をしていきます。
- (3) 高齢者や障害者、外国人等への情報提供など、受け手に応じた伝え方の配慮も含め、感染拡大の防止に向けた周知を行います。
- (4) 医療機関や福祉サービス事業者など、市民生活の基盤を支える事業者等が、感染症の拡大防止に必要なマスクや消毒液を確保すること等に対して支援を行います。
- (5) 東京都多摩府中保健所や府中市医師会と連携し、PCR検査センターの運営支援などの取組を進めるほか、PCR検査センターまでの移動手段がない市民のための送迎サービスを実施します。
- (6) 市職員の勤務体制については、新型コロナウイルス感染症の収束までの本市を取り巻く状況の変化に応じ、接触機会の低減を図るための時差勤務の積極的な活用など、適切な対応を継続します。
- (7) 災害発生時に開設する避難所における感染拡大を防止するため、必要な備蓄品の準備を進めるほか、避難所の増設や避難スペースの拡充を図ります。
- (8) 障害福祉サービス事業所や介護保険サービス事業所等で新型コロナウイルス感染症が発生した場合に、施設内における感染拡大を防止するため、行政検査の対象外となる利用者や職員が行うPCR検査等の経費を補助します。

4 小中学校の臨時休業等に伴う学習支援対策

- (1) 緊急時における児童・生徒の学びを保障するために導入した1人1台のタブレット端末や校内通信ネットワークを活用するほか、インターネットを通じた学習教材の提供や支援員の配置を行うなど、家庭学習での活用に向けた準備を進めます。
- (2) 令和2年度に林間学校が実施できなかった新中学校1年生について、代替行事として移動教室を実施します。

5 相談機能・情報発信の強化

- (1) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴う外出自粛や働き方の変化、事業活動の自粛などにより生じる様々な問題に対する相談機能を強化し、きめ細かな相談に対応していきます。
- (2) 対応方針に基づき、市が実施する取組について、多様な媒体を活用して情報を発信するほか、外出自粛時の子どもの学習や子育て、健康づくりなど、緊急時の市民生活において必要な情報を、市民の立場に立って提供します。